

Title	太宰春台の経済論
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1932
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.26, No.2 (1932. 2) ,p.195(1)- 236(42)
JaLC DOI	10.14991/001.19320201-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19320201-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

二月號

三田文學

猪郷子を食ふ者
 小市民文學の破産(所謂新興藝術派の分裂)
 唯物辯證法的藝術方法の詭辯
 文藝時評(新興藝術派の分裂)
 演劇時評(新興藝術派の分裂)
 新年號同人雜誌展覧
 文藝案内(評論的考察の爲めに辯ず)
 ヘンの美學
 福澤先生傳の編纂成る
 芥垣居隨筆
 アンスマニア
 更生した娘のラグビー
 花々の折画(詩)
 オスロリから(詩)
 餘白(詩)
 水のほざり(詩)
 今月讀んだもの
 北方へ(小説)
 間違つて祀された地面(小説)
 七面鳥騒動(A Pussie Funt)
 参團五拾錢儲けた話(小説)
 お兼の亂心(小説)
 都座(長篇小説)

四島順三郎
 不松幹夫
 多木詳造
 瀬沼茂樹
 八住利雄
 今井達夫
 井汲清治
 春山行夫
 富田正文
 法門正十郎
 遠藤正輝
 岡本隆
 林啓一郎
 吉原重雄
 村野四郎
 靈田花子
 小島政二郎
 丸岡明
 那須辰造
 中川龍一
 加藤四郎
 日野辰
 水上瀧太郎

發賣所 丸之内 友善堂 定價五拾錢

三田學會雜誌 第二十六卷 第二號

太宰春臺の經濟論

野村兼太郎

太宰春臺は信濃國飯田の人、延寶八年に生れ、延享四年に死んでゐる。今春臺に
 ついて語る前に、少しく當時の學界の状態について述べなければならぬ。當時
 わが學界に於いて活躍したのは官學の林家の一派ではなかつた。むしろ私學の
 堀河學派と護國學派とであつた。西に伊藤仁齋、東涯父子の率ゐる堀河學派があ
 り、東に荻生徂徠を中心とする護國學派があつたのである。この二派は何れも宋

儒の學に反抗して、直接洙泗の正脈に接せんと欲する者である。即ち所謂古學派に屬する者である。しかし兩者の主張するところ必ずしも同じくない。

仁齋と徂徠とその學說を異にする最も重要な點はその人間の性質に對する觀察の相違するところから起る。仁齋は孟子に依つて性善説を主張するに對し、徂徠は荀子に依つて性惡説を説く。この根本的見解の相違は從つて對社會觀にも影響を與へざるを得なかつた。仁齋が徳性を尊び、道德を中心とし、仁義を以つてその教義の基本とせるに反して、徂徠は個人の道德よりも、政治規範を尙び、禮樂をその教義の中心とし、從つて制度を尊重する。(一)この點に於いて徂徠の方が仁齋よりも遙かに社會的である。又從つて經濟問題を論ずるに當つてもより實踐的であつた。

この兩學派の祖師の見解の相違はその一派にそれぞれ多くの特徴を與へてゐる。殊に「仁」の意義について兩者の解釋は著しくその特徴を現はしてゐる。徂徠に依れば仁は民を愛することである。「在安民在知人ト云二句ハ聖門ノ萬病回也……安民ハ仁也、知人ハ智也、後世ノ儒者仁ト云ハ、至誠惻怛ナドト釋スレ共、タト

ヒ至誠惻怛ノ心アリトモ、民ヲ安ンズル事能ハズンバ仁ニ非ズ、何ホド慈悲アリ共、皆徒仁也。(二)徂徠のこの言葉は明かに仁齋の仁義を以つて道とする説に對する批難である。即ち仁齋は學問を論じて云ふ。「千言萬語、至りて多端なりと雖も、仁義の二字に總括せずと云ふことなし、親を親とするより之れを充て、朋友郷黨所識疎薄の人に至るまで、慈愛の心、周邊浹洽、底らざる所なうして、一毫殘忍、伎害の念なきもの之を仁といふ。(三)仁齋の仁に重きを置くことは終にその學問を一個人の修養以上に出づることを困難にした。しかし道德人として人の子を誤つものではなかつた。徂徠はかくの如き學問を獨善的なものとして却けた。しかしその粗放なる態度は往々にして人の子を誤つものであつた。松崎君脩が「徂徠ノ說ニスベテ仁ハ愛、民事ナリ脩身事ハ下ニノゾムニヨリテ有事ナリト云意心得カタシ然バ下ニノゾム民ヲ治ムル人ニナケレバ脩身事ハイラヌ物ノ如ク聞ユサレバ顔子ノ四勿ナト俄ニ民ヲ治ムル爲ニ孔子ノ教タマヘルヤ書經ニ見エタル所脩身慎徳類隨分詳ニ見エテアリ然ラバ脩身ハ下ヲ信ズル爲ニスルト云事ハ聞ユヌ説ナリ」など云ふ批難は(四)その代表的なものである。かくの如き批難が徂徠の眞

意を得たものでないことは明かである。しかし他方徂徠の説くところがかくの如き批難を一般に惹起せしむるに至る責任の一半を負はなければならなかつたことも明かである。

江戸に於ける徂徠の勢力は極めて大であつた。殊に人を包容する力の大であつた。徂徠の人格は、その天才教育と相俟つて、一般の歡迎するところとなつた。「徂徠學」享保の初年には、江戸に専ら行はれ、其餘は江戸にて其學を習ひ其國に歸りて其説を唱ふる人稀にあり、其中にも關東は多しと謂ふべし、(五)當時に於いて仁齋の一派はその子東涯、父の學説を祖述し、殊にその博識洽聞、よくその勢力を持続してゐた。従つて京都に於いては一般に東涯の學が勢力を得てゐた。しかし京都に於いても、其後漸々に徂徠の説に従ふ人多くなり、遂に關西九州四國の邊まで盛にして、東涯の學をする人、次第に衰ふ。況や他の學派、例へば山崎闇齋の一派の如きは殆ど絶えんとするに至つたと云はれてゐる。殊に徂徠の説は、享保の中年以後は、信に一世を風靡すと云ふべし、然れども京都にて至りて盛んにありしは、徂徠歿して後、元文の初年より、延享寛延の比まで十二三年の間を甚しとす、世の人、其説

を喜んで習ふこと、信に狂するが如しと謂ふべし、(六)以つて當時に於ける徂徠學の流行の度を知ることが出来る。

太宰春臺はかくの如き學問的雰圍氣にあつて、親しく徂徠に學んだ者である。従つて徂徠の影響に基くところ勿論甚だ大である。しかし彼は悉く徂徠に心服してゐたわけではなかつた。故に次ぎに少しくこれ等の關係並びに春臺自身の學風について簡單に一言して置かうと思ふ。(七)

- (註・一) 井上哲次郎氏はその著「日本古學派之哲學」六一九—六二三頁に、仁齋と徂徠との學說の異同を論じ、その共通點として(一)古學派を主張すること、(二)活動主義なること、(三)氣質の性のみを主張する一元論的なること、(四)活舉げ、差異點としては、(一)仁齋の仁義を道とするに對し、徂徠は禮樂を道とすること、(二)徂徠は古文辭を古學の階梯とすること、(三)徂徠は功利主義を主張すること、(四)仁齋は道を自然に出づとせし、徂徠は作爲に出づとせること、(五)仁齋は徳性を、徂徠は政治を尙ぶこと、(六)仁齋は窮理を採ること、(七)仁齋は聖人を學ばんとし、徂徠は聖人たらんとするを非とせること、(八)仁齋は孟子を尙ぶ、(九)仁齋は仁義禮智を徳の名とし、徂徠は然らずとする九ヶ條を述べられてゐる。

(註 二) 荻生徂徠「太平策」

(註 三) 伊藤仁齋「童子問」卷之中、

(註 四) 湯淺元禎「文會雜記」卷之三、

(註 五) 那波師曾「學問源流」

(註 六) 同上

(註 七) なほ當時の狀態については、本誌第二十五卷第九號所載の拙稿「正徳享保時代の社會經濟論概説」を参照されし。

二

徂徠の門下に於いて最も學識道德に於いて盛名あつた者は太宰春臺である。

徂徠没後その一派は二門に分かれ、一は詩文を主とする服部南郭に就き、他は經術を主とする春臺を推した。「野史」の記すところに依れば、春臺は「性剛毅狷介。自信甚確。爲文議論透徹。儘有可喜者。但其心偏窄。間傷於痛快。害名教者亦有之。往往爲人訶斥焉」と、(八)かくの如きはその師徂徠の「英氣高邁。卓犖不羈。眼空一世。罕有所推。而於後進也。苟擅一長。不惜齒牙。嘖嘖爲揄揚」(九)とは相反するものであつた。従つてその師の説に對しても決して常に贊同する者

ではなかつた。殊に徂徠の古文辭を喜び詩文を尊重するを痛く斥けた。「先哲叢談」にこのことを指摘して、次ぎの如く記してゐる。「春臺於徂徠。不隨其步趨者。往往有之。不特文章一事而已。今錄其言於左。紫芝園漫筆曰。徂翁以海量能容自許。人亦以此稱之。余謂徂翁固能容。然能容學者。而不能容常人。能容文才之士。而不能容禮法之士。而能容其人。而不能容其言。是未爲能容也。又曰。徂徠先生見識卓絕。知道甚明。周南以爲鄒魯以後無是人者。非過論也。惟其行不及其所知。殆所謂行不掩者歟。蓋先生之志在進取。故取人以才。不以德行。二三門生亦習聞其說。不屑德行。唯文學是稱。是以徂徠之門。多踈弛之士。及其成才也。特不過文人而已。其教然也。外人既以是譏先生。純(春臺の名)亦嘗竊不滿先生。此先生之所以難助視純也。書云非知之艱。行之惟艱。先生有焉」(一〇)

素よりこれ等の批難は明かに徂徠の最大なる缺陷を指摘するものである。しかし又徂徠春臺兩者の性質の相反することに發するものであると云へるであらう。この點に於いて春臺はむしろ仁齋を敬慕してゐたやうである。例へば伊仁

齋豪傑之士。所謂不待文王而作者也。物先生徂徠亦豪傑之士也。然後伊氏而出。故其學雖不本伊氏。而不能不以伊氏爲嚆矢也。(一〇)と云ひ又文會雜記に「春臺云東涯ハ至テ濃厚ナル人ナリ仁齋モシカナリ但仁齋ノ眸子ノ明ナルコト所謂眼光射人也學問ニテネリツメテ徳ヲナシタル人ト覺ユ定テ圭角アリタル人ナラメ隨分ヤハラカナル人ナレトモキハメテ英氣ナル人ナリト語ラレタルト也春臺モ深ク仁齋ニハ心服ナリ(一一)と云へるが如きである。

以上に依つて見ても、春臺は大體仁齋に敬服してゐたことは明かである。彼自身の性格から云つても、彼がその師徂徠に服し得ないだけ、仁齋に近かつたのであらう。しかしそれにも拘らず彼の所説は大體に於いて徂徠を祖述するものであつた。孟子を尊崇する仁齋を退けて曰く、「日本學者。亦入宗儒理窟而不得出。百有餘年。往者有伊藤氏。獨能出理窟。而首鄒魯之道。實爲豪傑。惜其所見狹少。未達先王所以道民之故。是猶未免爲義理之學也。及至徂徠先生。超乘而上之。以六經爲學。以孔子爲歸。以論語爲規矩準繩。而不取孟子以下。遂能俾先王之道昭晰乎萬世之下。其功豈不大哉。(一二)故に彼も亦徂徠と同じく

禮樂を尊重し、禮樂を以つて道とする。即ち曰く、「人ノ身ニハ陰陽ノ二氣ヲ具ス。聖人ノ道ハ禮樂ナリ。禮ハ陰ニ屬シ、樂ハ陽ニ屬ス。禮ハ人ノ身ヲ檢束スル者ナル故ニ、禮ヲ以テハ人ノ身ノ陰氣ヲ養フ。樂ハ人ノ心ヲ發揚スル者ナル故ニ、樂ヲ以テハ人ノ身ノ陽氣ヲ養フ。然レバ聖人ノ道ニテ、人ノ氣ヲ養フ者ハ禮樂ナリ。禮樂ヲ捨テ、別ニ氣ヲ養フトイフハ空論ナリ。後世ノ修養家ニ、靜坐シテ陰氣ヲ養ヒ、按摩導引シテ陽氣ヲ養フトイフ者ノ如シ。先王ノ道ニ決シテ無キ事ナリ。(一四)従つてこゝに禮及び義に依つて(一五)すべてを制せんとするに至つた。即ち先王の制度を尊重すること徂徠と同一である。前文引用に續いて次ぎの如く云ふ。

「浩然ノ氣トイフハ、物ニ屈セヌ剛強ナル氣ヲイフ。是モ先王ノ道ニハ、仲虺ノ云ル、以レ義制レ事。以レ禮制レ心トイフコト有テ、禮義ヲサヘ守レバ、物ニ屈スルコトモ無ク、天下ノ事ニ、何ニテモ恐懼スルコト無ク、屋漏ニモ愧ズ、心氣養ヲ待タズシテ、自然ニ剛強ナリ。是スナハチ君子ノ浩然ナリ。禮義ヲ守ルトイハズシテ、浩然ノ氣ヲ養フトイフハ、是孟子ノリキミナリ空論ナリ。サル故ニ己モ難言ト云リ。孔子ニハカクノ如クノ空論ナシ。先王ノ法言ニアラザレバ敢テイハザルハ君子ノ道ナリ。

性善養氣ノ説ハ先王ノ道ニ無キ事ナル故ニ孟子ヨリ前ニ是ヲイフ人ナシ。(一六)

今こゝに春臺の儒教思想を一々検討する必要はない。彼は以義制事、以禮制心と云ふ點に彼自身の安心立命の地を見出したやうである。しかし彼の説くところに従へばさらにそれは「禮」の一字に歸するやうである。即ち曰く。「義トイフハ先王ノ義ナリ。吾人ノ自己ノ心ニテ料簡スル義ニハ非ズ。先王ノ義ハ禮ハ中ニ存スルナリ」と。(一七) 古學派たる彼が先王の道を尊重することは當然であるが、彼のこの考へ方は當然經濟の實際問題を論ずるに際しても影響せざるを得ない。今それ等の關係を述ぶるに先立つて、少しく彼の經濟論そのものを明かにする必要がある。

(註 八) 飯田忠彦、野史、卷二百六十。

(註 九) 同上。

(註 一〇) 原善、先哲叢談、卷六。

(註 一一) 太宰春臺、紫芝園漫筆、卷之四。

(註 一二) 「文會雜記」卷之四

(註 一三) 太宰春臺、聖學問答、序。

(註 一四) 同上、卷之上。

(註 一五) 春臺は徂徠と共に仁義禮智を性なりと云ふを否定し、仁と智とは徳の名であり、義と禮とは道の名であるとす。故に仁義と云ふを否とする。「仁ハ心ヨリ出ル者ニテ、コレヲ行テ成就スレバ人ノ徳トナル者ナレドモ、コレヲ行フニ其道アリ。道ニ違ヘバ仁ニ非ズ」と云ふ(同上)。故に先王の禮義に依る規矩準繩を必要とする。

(註 一六) 同上、卷之上

(註 一七) 同上、卷之下。

三

徳川時代を通じて經濟を論ずる者は多い。しかし大部分が斷片的である。(一八) 初期に於いて比較的纏まれる大著作は山鹿素行の「山鹿語類」で、(一九) 中期に於いては、今問題とせる太宰春臺の「經濟錄」である。「文會雜記」に「日本ニテ國初已來經濟ヲ云人熊澤白石徂徠春臺四家ナリ白石ハトカク江戸ヲ禁裏ノ如クスルツモリノヤウニ見ユ武士ト云フ事キライナリ武備ユルミタラバ亂起ルベシ然ハ唯正名ト云ハカリニテ經濟ハ次ナルベシ熊澤ノ經濟ハ革命ノ時ナラネバ用カタカルベシ春臺ノ經濟モ只今ノ通りニテ少官名ナトヲツケ官服ヲコシラユルマテハコト見エ

テハキトシタルコトモ見エス。徂徠ノ政談モトカク今ノ上ニテ少ツ、端ハツレヲ直スコト故本ノ經濟ニハアラジ」など云へるは、(二〇)何れも妥當な批評とは云へないが、殊に春臺の經濟錄に對するものは酷評たるを免れない。

又瀧本誠一博士は、春臺の經濟錄は大要徂徠の説と同くして、別に新機軸を出したる卓説ありとも思はれず、徂徠が政談に述べたる所に熊澤了介あたりの意見を參酌して、淘治作成したるものに過ぎざる様なれども、宏識博學の大家だけあつて、其引用列證する所の事實など、頗ぶる面白くして、行文亦比較的流暢なるが故に、讀者をして一讀手を釋く能はざらしむるの趣あるは、流石春臺の著作として、永遠に傳ふべき貴重の書き物たるを失はないであらう」と批評されてゐる。(二一)しかしこの批評も又や、春臺に酷なる感がある。素より春臺は徂徠の祖述者である。しかし後に指摘するが如く、徂徠の「政談」などより遙かに整へるものである。もし新機軸を求むるとせば、わが徳川時代の諸學說中の大部分が何れも殆どなしと云つてもよからう。春臺の經濟錄のみではない。しかし兎に角自家の信ずる見地から多くの事項に統制を與へ、纏め上げると云ふことは一つの大きな功績として

認むべきであらう。單にその博識と達文とのみを以つて止まるべきものではない。

太宰春臺の「經濟錄」に云ふ經濟の意義は勿論廣い意味である。このことは彼自身本書の劈頭に定義を與へてゐる。「凡天下國家ヲ治ムルヲ經濟ト云、世ヲ經メ民ヲ濟フト云フ義也」(二二)この廣い意味の經濟は當時一般に認められてゐた意義である。従つて本書の内容も頗る廣汎である。即ち第一卷に經濟總論を、第二卷に禮樂を、第三卷に官職を、第四卷に天文、地理、律曆を、第五卷に食貨を、第六卷に祭祀、學政を、第七卷に章服、儀仗、武備を、第八卷に法令、刑罰を、第九卷に制度を、第十卷に無爲、易道をそれぞれ論じてゐる。この目錄だけに依つて見ると、「文會雜記」の「少官名ナトヲツケ官服ヲコシラユルマテノコト」と云ふ批評の當れるが如く思はれるかも知れないが、又そればかりでないことも明かである。

春臺の根本思想が前述の如く禮樂にあるが故に、彼は先づ第二卷に置いてこれを述べ次いで諸般の制を明かにしてゐるのである。かくの如き統一ある論述は蕃山の「大學或問」にも、又徂徠の「政談」にも發見し得ないところである。しかし今こ

に問題とする經濟の意義はその狹義のものであつて、春臺の食貨として第五卷に述ぶるところのものに當る。今直ちにその論に入る前に、少しく彼の總論その他を一瞥しなければならぬ。何故ならば彼の食貨論は廣義の經濟論の一部をなすものに過ぎないからである。

「經濟錄」の總論に於いて、上述の如く經濟を定義したる後、春臺は經濟を論ずる者の知るべき點を四つ擧げてゐる。(一)時、(二)理、(三)勢、(四)人情の四つである。時を知ると云ふのはその時代々々の状態を知ることである。「一概ニ古道ヲ以テ今ニ行ハントスレバ、時ト齟齬シテ行ハレズ」となす。第二に理を知ると云ふ點に於いて、春臺は二種の理の存することを指摘してゐる。二種の理とは「道理」と「物理」とである。こゝに彼が道理と云ふのは所謂人間の踏むべき道の理であり、物理と云ふのは自然的な理である。即ち彼は物理を説明して、次ぎの如く云ふ。「凡ソ物ニハ必理アリ、理ハ木ノモクメ也、物ノスヂメ也、木ノモク目ヲ木理ト云、玉石人類ニモ必モクメ有、凡物ニハ必ズスヂメト云モノアリ、是ヲ物理ト云、凡物ノ理ニハ必ズ順逆アリ、故ニ物ヲ治ルニ、理ニ順ヘバ治ル、理ニ逆ヘバ治ラズ」。彼の言葉は勿論嚴密

性を缺く。しかし大體に於いて自然的必然性を認むるものと見ることが出來よう。而してこゝに理を知ると云ふのは、この物理を指すのである。彼は天下の事にも必ずこの意味の理が存すると云ふ。「政ヲナシテ若其理ニ逆ラヘバ、大事モ小事モ決シテ行ハレズ」となす。彼はこの自然的必然性を認むると共に、他方常理の外なるものゝ存することを指摘してゐる。それが第三の勢である。水は火に勝つのが常理である。しかし火の勢が強ければ、如何ともなし難い。「天下ノ事ニ理ト勢トニツアリ、理ヲ知テ勢ヲ知ラザレバ、大事ヲ行フコト能ハズ、勢ヲ知テ理ヲ知ラザレバ、大功ヲ立ルコト能ハズ」。しかしこれだけでは不十分である。最後に人情を知らなければならぬ。人情を知ると云ふのは天下の人の實狀を知ることである。實情とは好惡、苦樂、憂喜の類である。しかしこの情はそれぞれの身分や性や職業に依つて變るものである。貴人には貴人の情があり、小民には小民の情がある。士農工商賈、男女、それぞれ異なつた情を有する。この情を知ることには最も困難である。「此等の人情、常理ニテハ知リ難シ、必ズ其人ノ身ニ成替リテ察セザレバ、其實情ヲ得ル事ナシ」と述べてゐる。(二三)

「これ等の議論は必ずしも論理的に正確であるとは云ひ難い。又彼の獨創でもない。しかしよく彼の儒教的實踐主義を指示するものである。その本論に入るに先立つて、先づ大體經濟を行ふに當つて採るべき態度を明かにしたのである。勿論彼の總論に述べたところが他の場所に於ける記述と矛盾するところなしとは云ひ難い。例へば古今の時を知り、古今の世變に應じて治道を論ずべしとせるにも拘らず、(三四)「凡國家ノ法ハ、祖宗ヨリ立置者ナレバ、子々孫々ノ末、迨其國ノ在シ限ハ、イカナルコトアリトモ變改セザルヲ孝トス。若末ニ及デ、當前ノ利害ニ拘リテ、輕々シク祖宗ノ法ヲ改ムレバ、一ツ改ルヨリ、二ツ改メ、三ツ改メ、イットナク祖宗ノ法ヲ悉失フ者也。祖宗ノ法ヲ失テ、其國家長久ナルコトハ、天地開闢ヨリ以來異國ニモ本邦ニモ終ニナキコト也」と論じてゐる。(三五) この議論より見れば、先王の古道より、祖宗の國法の方が重きが如くであるが、彼の眞意がそこになく、ことは明かである。しかし全體として彼の態度が特殊の理論を中心とするものではなく、實踐的に社會を觀察せんとするものであつた。この態度は食貨——狹義の經濟を論ずる場合に於いても同様であつた。

(註一八) 同上に云ふ經濟は後に指摘せる如く、廣く經國濟民の意である。

(註一九) 拙稿、山鹿素行の經濟學說(本誌第二十五卷第四號所載)。

(註二〇) 「文會雜記」卷之五。

(註二一) 瀧本誠一「日本經濟思想史」一九九頁。

(註二二) 「經濟錄」卷第一。

(註二三) 以上の議論はすべて卷第一に所載。

(註二四) この議論はもとより決して新しい意見ではない。古くは中江藤樹は「よき法度は活法として、事をさしてさだめぬものにて候云々」(「翁問答」上卷之末)と云ひ、貝原益軒は「若夫禮法制度、有古今異宜、華夷殊俗、隨時隨處、而不相同一者、自然之理也」(「慎思錄」卷之三)と云つてゐる。その他同様の理論は決して少なくない。

(註二五) 「經濟錄」卷第八。

四

狹義の經濟を論じたものは「經濟錄」の卷第五食貨篇に於いてなしてゐること、以前に指摘せるが如くである。今その大要を概括すると次ぎの如くなる。全體は大體に於いて食貨の二部からなる。彼の云ふところに従へば「食貨トハ、

上天子ヨリ下庶民マデ天下ノ人ノ治生ノ道ヲ云也。「食ハ人ノ喰物也、米穀ノ類ヲ指テ言フ、貨ハ貨財ナリ、寶財ナリ、タカラト訓ス、貨ニハ種々ノ物アリ」。即ち食に於いて穀物につき、貨に於いて他の財貨につき論ずるのであるが、この兩者共、人間治生の道に缺くべからざるものである。従つてこれより農工商賈の四民を生ずる。農は食を生ずるもので、工は貨を作り、商賈は有無を相通ずるものである。この有無を相通ずるために、金銀銅等の貨幣がある。云ふまでもなく、貨幣も又貨である。故に食貨の二篇は現代の言葉を以つてすれば、大體生産、流通の二部に相應する。

當時の他の學者と同じく、春臺も又生産を尊重する。殊に當時米遣ひの經濟がなほ盛であり、武士中心の經濟論は殆ど例外なく、貴穀賤金である。さらに當時天下泰平の結果、流通盛んとなり、町人階級の勃興するに至つて、これに對する反感は一層高められてゐた。かゝる状態の下に於いて、春臺の議論が穀物尊重、武士中心としてなされたのは極めて當然である。

先づ今食、即ち生産篇に論ずる諸論の中、最も重要なものと思はるゝものを三つ擧げることが出来る。第一は農業尊重論で、第二は税法で、第三は米價論である。

次ぎに順次にそれ等を説明しよう。

第一の農業尊重の議論には種々なる理由が擧げられてゐる。その云ふところや、雜然たる感がなくはない。第一に徳川時代の學者が最もよく理論の根據とする「無恆産、因無恆心」の句である。禮義廉恥を守ること、要するに「人民衣食ニ不_レ乏、上ヨリ下マデ産業ヲ勤メ、用度ニ事缺ヌ様ニ成タル上ノ事」である。この點は多くの論者と何等異ならぬ。しかしこゝに注意すべき一句がある。即ち「士ハ恒産ナケレドモ、恒心ヲ失ハヌ者ト、孟子ハイヘレドモ、士モ大抵ハ恒産ナケレバ、恒心ヲ失テ節義ヲカク事多シ」と。當時の武士の實際の反映であらう。さらにこの議論から彼は富國強兵論に導いてゐる。曰く「聖人ノ天下ヲ治ル道、富國強兵ニ非ルハナシ、富國強兵トイフ内ニ、富國ハ強兵ノ本也」と。故に食貨の道を以つて、十分に臣民を養ふべしと云ふにある。

第二に彼が農業尊重論の根據とするところは、貴穀賤貨が先王の道だからである。「金銀ハ勝レタル寶ト、人毎ニ思ヘドモ、飢タルトキ、金銀ヲ嚙デハ腹充タズ」と云ふのがその理由である。唯、今、太平ノ世ニ生レテ、民ハ食ヲ以テ天トストイフコト

ヲ人知ラザル也」と云ふのがその非難である。この議論は最も素朴な單純な理由に基礎を置くものではあるが一應の眞理は存する。第三の理由は民業本末論である。「民ノ業ニ本末トイフコトアリ、農ヲ本業トイヒ、工商賈ヲ末業トイフ。」この議論は前述の第一、第二の議論の當然の歸結として生じたものである。第四は土地が天下諸侯の寶であると云ふ理由からである。しかしこの點について彼自身の説明は極めて不十分である。唯單に孟子ノ言ニ、「諸侯之寶三ツトイヘル其第一ハ土地也」と云へるのみである。土地が諸侯の寶であると云ふのはその財源だからである。故に彼は續いて地力を盡す議論をなしたる後、税法について論述してゐる。議論の自然的推移である。

以上春臺の農業尊重論を検討して、四つの理由を得た。それ等は何れも彼獨特なものではなく、彼自身引用してゐる如く、古代支那學者の援用であり、又彼以前のわが國の儒者のすでに説くところである。この點に春臺の獨創性を求め得ぬことは、すでに以前に指摘したるが如くである。續いて彼は土地より生ずる收入について論じてゐる。最初に支那の法制、租庸

調について述べ、次いでわが國の田租の法を論じてゐるが、この點に於いて別に特色ある議論を聞くことは出来ない。「凡テ稅歛ヲ薄クスルハ、王者ノ仁政ナレバ、租稅ヲバ少ク取ルヲ美トスルコト勿論ナリ、然レドモ民ハ小兒ノ如ナル者ニテ、衣食充足シタル上ニ、上ノ政餘リ寛ナレバ、覺エズ怠慢シテ耕作ヲ精勤セズ、遊惰ノ民ト成テ云々」と云へるが如き、又わが國田租の法の中、視取の弊害を指摘し、定免の長所を挙げしが如きは、何れも珍しいものではない。

かく米穀耕作の重要を論じて來た春臺は所謂米價論に到達した。當時の經濟状態を背景として、何人も經濟を論ずる以上、當然この問題に觸れざるを得ない。故に彼も「米ノ價ハ高下ハ、民ノ利病ノ懸ル所也、國ヲ治ル人、心ヲ盡シテ思慮セズバ有ルベカラズ」と云ふ。士と農とは米を賣る者で、工と商とは米を買ふ者である。故に米價が高ければ士と農とが利益し、低ければ工と商とに利益である。この點は古今同一の筈であるが、今に於いては米價賤しければ、四民は昔より一層困窮する。それは、今ノ世ハ、天下ノ諸侯人民迄、東都ニ輻輳シテ皆旅人ナレバ、金銀ヲ以テ萬事ノ用ヲ達スルが故である。即ち米價が貴ければ、これ等の士人は金銀を盛に

費し、工人商賈ノ輩、其利ヲ得テ喜ブ、價ノ貴キ米ヲ糶ヘドモ、口ニ食フハ僅ニテ、利ヲ得ルコト多キ故ニ、サノミ米價ノ貴キヲ苦マズ。然るに米價が賤しいと一般に不景氣となり、工商も利を得ること少ない。こゝに於いて米價の甚だ賤しくならぬやうに、何等かの策を講じなければならぬ。

しかし米價の賤しいと云ふことは、米が豊富にあることである。これは理論として最も望ましいことである。故に「米價ヲ貴クセン迪、天下ニアル米ヲ少クセントイフニハ非ズ」。彼はその方法として、「海内ノ凡公領アル處ニ倉ヲ建テテ、其處ノ穀ヲバ倉ニ納置テ、東都ヘ輸バズ、其處ニテモ糶ラズ、イツ迄モ蓄置ベシ」とて、所謂常平倉の設置を主張する。その利益とするところの第一は江戸に米少なく、價貴くなり、一般に米價騰貴すること、第二に民間に於いて米の尊重すべきことを知る、第三に不虞の災變に蓄となすことを得、太貴太賤キコトナク、四民ノ害ヲ受ザルベシ、第四に「穀ヲ東都ヘ輸バザレバ國家に漕輸ノ費ナシ」。かくて彼は米價調節——と云ふよりもむしろ米價の騰貴を策したのであつた。

(註二六) 所謂四民は通常士農工商の四つとする。春臺は農工商賈の四つを四民と

したと云はれてゐる。それは彼が「士農工商ヲ四民トイヘバ、士モ民也、然ドモ農ハ五穀ヲ作り、工ハ器物ヲ作り、商ハ有無ヲ通ズ、此三ツハ其業ヲ食ム者也、士ハ國ニ仕ヘテ君ノ祿ヲ食ム者也、サル故ニ士ヲ除テ、農工商賈ヲ四民トスルコトアリ、商ハ行テ物ヲ賣ル、買ハ家ニ居テ物ヲ賣ル、皆アキ人ナリ」と云ふに依るのであらう。しかし彼は必ずしもそれを固執してゐたわけではなく、時に農工商賈を四民と云ひ、又時には士農工商を四民と云つてゐる。例へば「是四民ノ内ニテ、士ト農トハ米ヲ糶ル者也、工ト商トハ米ヲ糶ラズ者也」の四民は士農工商であることと明瞭である。

五

春臺が「食」について論ずるところは、必ずしも上述を以つて終れりとするべきでない。彼自身なほ次ぎの如き議論をこの部に於いてしてゐる。即ち彼は常平倉について論じたる後、さらに國家(諸侯の)財政窮乏の理由を尋ね、又義倉にまで言及してゐる。しかし私はこの部分を「食」から「貨」に至る議論の中間をなすもので、貨幣經濟と「米」經濟との實際的矛盾から生じた議論であると思ふ。この意味に於いてこの最後の一節は別に論ずるほど重要な意義を有するものである。

彼の見るところに依れば、もしその生産の途を知り、「量入以爲出」の一句を嚴守

すれば、諸侯が財政に困窮すべき筈がないのである。彼の思想は要するに「大學」に云ふ「生財有大道。生之者衆。食之者寡。爲之者疾」に基くものである。加ふるに自然は吾人に豊富に食を與ふるものであると云ふ樂天的信仰を有する者である。「人ノ知慧ヲ以テ五土ノ別レヲ辨ヘ知テ、其中ヨリ生ズル物ヲ傷害セズ。能ク長養スレバ、土地ニアル程ノ利、遺ラズ出デ、而モ之ヲ用テ、盡ルコトモナシ、是ヲ無盡藏トイフ」。故に又王制に云ふ「三年耕、必有二年之食」は當然のこと、考へられる。

然るに事實は何れの諸侯も財政に困窮してゐる。この事實は彼も又認めざるを得ない。「今ノ世ノ諸侯ハ、大モ小モ、皆首ヲタレテ町人ニ無心ヲイヒ、江戸、京都、大坂、其外處々ノ富商ヲ憑デ、其續ケ計ニテ世ヲ渡ル、邑入ヲバ悉ク其方ニ振向ケ置テ、收納ノ時節ハ、子錢家ヨリ倉ヲ封ズル類ナリ、子錢家トハ金銀ヲ借ス者ヲ云フ、邑入ニテ償ヒテモ猶足ラズ、常ニ債ヲ責ラレテ、其罪ヲ謝スルニ安キ心モナク、子錢家ヲ見テハ、鬼神ヲ畏ル、如ク、士ヲ忘レテ町人ニ俯伏シ、或ハ重大ノ寶器ヲ典當シテ時ノ急ヲ免カレ、家人ヲバ飢シテ、子錢家ヲバ珍膳ニテ饗シ、或ハ子錢家トテ、故モノキ商賈ノ輩ニ、祿俸ヲ與ヘテ家臣ノ列ニ入レ、或ハ買イタル物ノ直ヲ償ハズ、工人役夫

等ノ賃錢ヲ償ハズシテ、其人ヲ困究セシムル類、凡廉恥ヲ忘レテ不仁不義ヲ行フ人、比々トシテ皆是也、諸侯スラ然也、況ヤ薄祿ノ士大夫ヲヤ、風俗ノ敗レ、悲ムニ餘レリ」。この言は必ずしも誇張の言と見ることは出來ない。

然らば何故に本來餘裕あるべき諸侯がかゝる悲境に陥らざるを得なかつたか。春臺の云ふところに從へば、「是元祿以來、奢靡ノ風ニテ致ス所ト雖ドモ、實ハ士大夫以上生産ノ道ニ昧キ故也」としてもゐるが、その根本に金銀を尊重するを以つて第一の弊害としてゐるやうである。例へば、凡士大夫ノ田祿アル者ヨリ以上、諸侯天子マデ、土地ヨリ出ル者ヲ以テ祿トス、…然バ士大夫以上、増テ諸侯ナドハ、萬事ノ用ヲ米ニテ調フベキコト勿論也、萬事米ヲ用フルトイフハ、萬事ノ用ヲ米ニテ定ムル也」。然るに現在に於いてはすべて金銀で評價する。このことは諸侯の財政にとつても極めて不便である。米を收入とするのであるから、當然すべての支出も米にて定むべきである。その時は米價の變動が士大夫以上一同の損得で、會計にも何等の得失がない。即ち彼の議論は要するに貨幣經濟をすて、米經濟に歸らんとするものである。

同じ議論は前述の如く生産者の減退を喜ばないことになる。即ち農業獎勵工商抑壓論となる。「農業に至テ艱難ナルヨトニテ終歲勞苦シテ而モ利潤少ク嘉穀ヲ食フコトモ能ハヌ故ニ工商ノ勞苦輕シテ利潤多キヲ羨ミ農ヨリ工商ニ遷ル者多シ……左様ニアリテハ國ノ衰微トナル也子細ハ農民漸々ニ減少スレバ米穀乏クナル工商多クナレバ種々ノ貨物生シ四方ヨリモ聚ル故ニ人ハ奢侈ノ心ヲ引起シ金銀ヲ重寶スル風俗ニ成テ國用漸々ニ匱クナリ上下貧乏ノ端トナル國家ノ大ナル害也」これ等の點に於いて彼は全くその師徂徠と同一意見である。従つて又これに對する救濟策も後に述ぶるが如く徂徠と同一である。

國家會計の必要を論じた春臺は不時の支出に供へるために義倉の有用なる所以を説明し以つて彼の所謂「食」を論ずる部分を終つてゐるのである。かくして彼は「貨」即ち流通論に這入る。しかしこゝに注意すべきは彼の議論は主として貨幣を中心とせることである。故に「貨論」と云ふもそれは貨幣論に外ならない。又従つて「食論」よりも比較的纏まつた感を與へる。

六

春臺は食貨論の劈頭に於いて貨幣を定義して次ぎの如く云ふ。「貨幣トイフハ錢也、錢ニ三品アリ、金、銀、銅也、金錢トイフハ、今ノ世ノ大小板金ノ類也、銀錢トイフハ、今ノ世ノ銀子也、銅錢トイフハ、則今ノ錢也、錢ノ字、古ハ泉ノ字ヲ用ヒタリ、錢ハ天下ヲ行テ人ノ用ヲ通ズルコト、水ノ地ヨリ湧出テ、何處迄モ流行スル如クナル故ニ、泉トイヘルヲ、後世ニ及デ錢ノ字ヲ用ル也、金子銀子ト雖ドモ畢竟錢也、異國ニテ、上古ハ皮幣、兎ノ皮ヲ錢ニ用ヒタリシガ、中古ヨリ金錢銅錢ニ成タリ、銀ヲ用ルハ、又其後ノコト也、此三種ノ幣ハ、物ニ代テ用ヲ足ス故ニ、之ヲモ貨トイフ。」即ち貨幣は他の財貨に代つて流通の用具となるものである。

彼はこの金、銀、銅の三貨について、各歴史的にそれぞれ説明してゐる。しかし今それ等を一々紹介する必要があるまい。それ等の内に含まれてゐる重要な問題を摘出して、それに關する春臺の意見を明かにする方が、より便宜であらう。即ち貨幣改鑄に關する諸問題、銅錢騰貴問題、紙幣論、銀遣有利論、並びに物價論である。

元祿の惡貨鑄造に關し、彼は先づ多くの弊害を指摘してゐる。即ち、此新金既ニ純金ニ非ズシテ、僞ヤスキニ因テ、僞造ノ罪人多出來テ磔刑ヲ被レリ、民間ニモ此幣

ノ純金ニ非ルヲ賤ミテ、稍々百貨ノ價ヲ増ス、金ノ直ハ故金ニ減ズルコトナケレドモ、貨物ノ價貴クナリタレバ、則是金ノ直ノ減ジタル也、且偽造ノ金多ク民間ニ流布シテ、不識者ハ皆欺ヲ受タリ」と述べてゐる。銀幣についても略々同様の事實を指摘してゐる。

しかし彼は貨幣の品質が悪くなつて、物價が騰貴したのか、又はその數量が増加して騰貴したのか明瞭には述べてゐない。例へば元祿金と相並んで行はれた乾金が品質良好なるにも拘らず、其形薄小ニシテ、重サ故幣ニ半減ナルヲ以テ、人情何トナク此幣ヲ輕ンズルユヘニ、直ヲサノミ減ズルニテハナク、諸物ノ價ヲ増テ賣買ス」と云ひ、又あるひは下民の狡點に歸してゐる。故に彼は徂徠の如く明瞭に「金銀引張不足」して困窮したとは云はない。(二七) しかし金銀の不足が困難を惹起することを暗に考へてゐたことは、次ぎの言に依つても想定することが出来る。曰く、「享保ノ新令下リシトキハ、海内ノ金幣其半ヲ減ズト思ヒテ、士民皆之ヲ歎キシガ、數歲ヲ曆テ新幣流布シテハ、減半ノ損モサノミ見エズ、民其痛ミヲ忘タリ」と。かくして春臺は享保の改貨を稱賛して、國家ノ政ハ誠ニ果敢ヲ以テ行フベキ者也」と云つ

てゐる。要するに彼は品位説を採るか、數量説を採るか明瞭にしてゐない。

唯これに關聯して注意すべきことは、彼も又惡貨が行はるゝ時に、良貨は埋藏されるゝことを認めた一人であることである。所謂グレッシャムの法則を認めてゐる。即ち乾金ハ精金ナルコトヲ民間ニ知レルニ因テ、乾金又多ク隠レタル成ベシ」と云ひ、「故金ヲ賤シムルコトニナリテ、藏中ニ蓄タル故金ヲ漸々出シテ、新金ヲ蓄藏スト見エタリ」と云へるが如きである。要するにかゝる議論は多少とも事實を注意深く觀察する者の恒に發見し得るところのものである。

次ぎに銅錢騰貴の問題について彼の主張するところを見よう。一般に銅錢問題が何が故に重要であつたかについては、すでに私の他の論文に於いて指摘したところであるから、こゝでは繰返さない。(二八) 銅錢に關する春臺の意見は全然徂徠と同様で、數量説を主張してゐる。又その銅減少の理由についても、徂徠の云ふところを踏襲してゐる。故にこの點については他日徂徠の學説を述ぶる機會に譲る。(二九) 唯春臺は銅減少の理由として徂徠の指摘せる以外に、火災に依つて焼失すること、及び銅の産出減退を指摘してゐる。「海内ノ山ニ銅ヲ産スル處モ多ク

レドモ、有司ノ者人工ノ費ヲ憚テ、深ク劬ラザル故ニ、銅ノ出ルコト少シ」と。

春臺は銅錢について論じたる後、それに引續いて、銅錢の不足を補ふものとして、紙札に言及してゐる。しかし彼の議論はこの點に於いても甚しく消極的であり、紙幣の不便を指摘し、これが發行を弊害多きものとしてゐる。「苟且ニモ懷中ニ入ル、ニハ、板ニテ夾ム故ニ、小板金ナドヲ持ヨリモ甚勞煩也、或ハ火ニ焦ゲ、或ハ水ニ濡レ、或ハ鼠ニ咬レ、或ハ汚レ、或ハ皺ミ、或ハ摺レ、少モ損敗スレバ、其直ヲ減ジ、又ハ全ク棄ル、故ニ民其害ヲ被ルコト限ナシ。」かくその不便を論ずる點について多言を費してはゐるが、紙幣發行の根本的弊害については何事も云つてゐない。唯僅かに、「凡國家ニ用度乏クナレバ、興利ノ臣種々ノ惡説ヲ言上スルハ、定レルコト也、其中ニモ鈔ヲ造ルコトハ、甚シキ惡政也、防ガズンバアルベカラズ」と述べ、紙幣發行が財政救済に悪用さるゝことを暗示してゐるに止まる。

米價が問題となつたと全く同一理由から物價が問題となる。米價について常平倉を主張した春臺は、物價については平準法を擧げてゐる。「平準トハ、諸色ノ貨物ノ價ヲ貴カラズ、賤カラズ、平均ニスルヲ云フ」。元來貨物の價が貴ければ、民に利

であり、士人に不利である。従つて常に利得追求を目的とする民——殊に工人商賈は價格を騰貴せしめんとする。利得追求に關して、士人は到底商人に及ばない。「凡テ下民ノ狡猾ニテ利ニ敏キコトハ、如何ナル智者モ及ビ難シ」。殊に商人は各結んで問屋を造り、物價を引上げる。「且貨物ニハ各行家アリ、行家トハ、今ノ世ニ云問屋也、行家ニハ必黨アリ、黨トハナカマナリ、江戸、京、大阪ヲ始トシテ、其外處々ノ行家等黨ヲ結デ一朋也、何事ニテモアレ、國家ニ變アリテ物ノ價ヲ増スベキ時ハ、驛使ヲ馳テ其黨ニ告知ラスル故ニ、國ノ急ニ乗ジテ、即時ニ其價ヲ貴クシ、或ハ乏キヲ見テ、有力ノ行家ヲ占ル故ニ、卒ニ騰躍スル也、四海廣シト雖ドモ、掌ニ掘タルガ如クニ自由ヲナスハ、黨ヲ結ブト、驛使ノ往來便利ナルトノ故也、茲ニ至テハ、上ヨリ嚴令ヲ出シ、刑罰ヲ立テ威セドモ、如何ニモスベキ様ナシ、又商船ノ東都ニ來ルヲ海上ニ留置テ、貨物ノ乏キ様ニナシテ、價ヲ騰ルコトアリ」。かくの如き状態を生じたのは何が故であるか。春臺は徂徠の説に従ひ、利權が民の手にあるからであるとす。即ち「商賈ノ情ヲ察シ、平準ヲ行ヒテ、富商大賈ニ利ヲ占ラレヌ様ニ、權ヲ執ルベキ者也」と云ふ。

彼の銀造有利論も要するに同じく武士階級の利益を主とせるものであり、銅錢の價格騰貴に依る損害が銀錢にては微細にして濟むと主張するに過ぎない。即ち貧賤な士人が金を錢に替へる際の損害を少なからしめんとするのである。かくして彼は食貨論の最後に儉約に一言して、その論を終つてゐる。「儉約ノ道ハ節用ノ二字ニアリ、……萬事ノ費用ニ是道トイフ限リヲ立テ、其度ヲ過ヌ様ニスル義也……節用ノ本ハ省事ニアリト、漢ノ賈誼云ヘリ、……凡今ノ世ニ諸侯大夫モ、年々ニ貧困ニナルハ、多事ナル故也」と簡易生活を主張してゐる。(三〇)

(註二七) 荻生徂徠「政談」卷二。

(註二八) 拙稿「正徳享保時代の社會經濟論概説」(本誌第二十五卷第九號所載)二三頁以下。

(註二九) 本来本論文は荻生徂徠の經濟學説を紹介したる後、述べるのが最も便宜なのであるが、今種々なる理由から春臺を先に取扱ふことにした。前掲拙稿を参照された。

(註三〇) 以上の春臺の議論はすべて「經濟錄」卷第五に依る。

七

以上食貨論に於いて、春臺の指摘せるところは明かに武士階級に對して、町人階

級の勃興、他方から云へば、米を中心とせる自然經濟に對し、貨幣經濟の發展を示してゐる。しかし春臺自身はかゝる傾向に對し、勿論贊成する者ではない。否却つて大なる反感を有する者であつた。而してこれが救濟策としては社會の發展の傾向に相反する方に向はんとする者であつた。自然經濟を尊重するにあつた。これ等の點は上述の食貨論中にも諸所に發見さるゝが、「經濟錄」他の部分は一層明白に記されてゐる。

しかし春臺の根本的解決策は全然その師徂徠の説に従へるものである。即ちすべての者を土著せしめ、旅客の境涯を止めさせ、各自戶籍を作るにある。即ち春臺はその制度篇中に次ぎの如く云ふ。「民ヲ治ムル道ハ、土著ヲ本トス、土著トハ、天下ハ人ヲ皆土ニ着ル也、又地着トモ云フ、異國ハ勿論ナリ、吾國モ古ハ民皆土着也、當代ニ及デ、土着スル者ハ農人バカリニテ、其他ハ皆土ヲ離レ、旅客ノ如クナル者也、是ニ因テ亡命ノ者世ニ多クナリテ、姦惡ヲナス者絶ルコトナシ、……戶籍ヲ立ルモ、先海内ノ人民ヲ悉土ニ着ケザレバ、戶籍ヲ立ベキ様ナシ、是國ヲ治ムル一大策ナリ」と(三十一)

かく旅人の如き状態の結果は愈自然經濟から遠ざかり、貨幣經濟に近づかざるを得なくなる。即ち前に述べたる如く、今の世は、天下の諸侯人民迄、東都に輻輳し皆旅人であつて、金銀を以つて萬事の用を達するやうになる。(三三) しかしこれ等の議論についてはむしろ徂徠の方がより徹底的であり、かつより精密である。(三三) 以上私は春臺の「經濟錄」に依つて、彼の經濟論を調べて見た。それに従へば彼の議論は極めて消極的であり、又當時の社會状態に於いては、先づ穩當な意見と見るべきものである。しかしそれだけに何等かの卓拔せる意見を發見することは困難である。その土着論の如きも徂徠の如く、それを中心として力説するのではない。この點はあるひは春臺がかくの如き自然經濟に歸ることを不可能——少くとも困難であると考へてゐたのではないかと思はれることがある。それは彼が「經濟錄拾遺」と題する一書中に論じてゐる積極策から推測されるのである。

春臺は諸侯の財政窮乏を如何にして救済すべきやと云ふ質問に對し、凡經濟の術は、醫の病を治するが如し、病を治するに、其本を求むると云ふは、大法なれ共、急なれば其の標を治すといふことありと述べ、制度を立つるが本ではあるが、「一國は一國の經濟にて、如何様にもなるべき事を、一向に棄置きて位つめにするは、智術なきなり」と云ひ、國家(諸侯の)專賣を主張してゐる。

即ち現在の諸侯は金がなければ何も出來ない。國用も足りなければ、職責も果せない。「金を豊饒にする術は、市賈の利より近きはなし。」故に自國に生ずる産物を買上げて、政府自らこれを販賣する。かくの如き方法は一般儒者の意見と甚だ異なるものである。もとより彼自身も、諸侯として市價の利を求むるは、國家を治むる上策でないことは認めてゐる。しかし、今縣官長崎にて、海泊の貨物を買取りて、海内に賣り出さるゝは、正しく市賈なり、諸侯其國の土産を以て、他所に市賈せんに、何の憚る所あらんや」とこれを是認してゐる。(三四)

元來徂徠學派は仁齋學派など、異なり、著しく功利主義的傾向を有する。従つて春臺がこの種の議論をなすことは敢て異とするに足りない。しかし他方當時の諸侯が事實上商業化しつつあつたことが、その實際的背景となつてゐたのであらう。しかし何れにしてもこの議論は「經濟錄」に於ける貨幣經濟反對論とは相容れない。殊に商業國營論は同書には全く見られない積極的議論と云ふことが出

來よう。もし春臺がこの見地から彼の食貨論をなしたなら、一層大なる功獻を徳川時代經濟思想になしたことであらう。

(註三一) 「經濟錄」卷第九。

(註三二) 同上、卷第五。

(註三三) 徂徠の「政談」「太平策」を參照。

(註三四) 「經濟錄拾遺」

八

春臺のその他の著作に現はれた議論の多くは何れも上述の「經濟錄」にあるものと同一性質のものに過ぎない。例へば「有土之君 財用不足。則不免仰給乎市井之人。」(三五)「商賈。壹以智射機利者也。故一日或得數倍之利。不必用力。而得利常多。所以最賤也。」(三六)「富貴可欲也。不可求也。君子知其不可求。故弗求也。」(三七)等の類である。何れも極めて斷片的なもの過ぎない。

しかしこゝに少しく述べなければならぬのは、彼の社會發展論である。勿論それは彼の儒教的思想から來るものではあるが、他方又彼が復古的經濟論の立場を鮮明にするものだからである。

春臺曰く、「總じて天地開闢の初に人の生ずる所は久しき池に魚の生じ腐たる物に虫の生ずるが如く、自然の氣化にて生じたる者にて候。さる故に其時の人は貴賤上下の品も分れず皆同輩に候。是を平民と申候。形は人にて候へども心は禽獸に異ならず、男女一處にこぞり居て日を送り候。其内に衣食の求め無くて叶はざる故に、誰教ることもなく人々天性の智慧にて飢を助け寒さを禦ぐ計略をなし候。然るに人の性さまざまにて、賢き者あり愚なる者あり、強き者あり弱き者あり、賢き者は能く飢寒を免れ、愚なる者は飢寒を免るゝことあたはず、強き者は弱き者の衣食を奪ひ、弱き者は強き者に衣食を奪はる。是より平民の中に争鬭といふこと出來候。此時幾億萬人の中に聰明睿智とて神妙なる智慧の人生れ出て、彼愚なる者に衣食の道を教へ、争鬭する者をばそれ〴〵教訓して暴虐をなさざらしむ。」(三八) この議論の前半は明かに自然發生論であり、又強食弱肉優勝劣敗を語るものであり、最後に突如として人智の發生を云ふ。勿論この種の議論は聖人を以つて人類の指導者とする儒者の議論として決して珍しいものではない。「聖人ナキ以前ハ、無力ノ者ヲバ有力ノ者ガ攻テ、其財寶等ヲ奪取リ掠取テ、憚ル所ナカリシナリ、然

ルニ聖人トイフ者世ニ出テ、禮義ノ教ヲ施シ、民ニ廉耻ヲ知シメタマフ、……是ヨリシテ天下ノ人、義ヲ知り、耻ヲ知テ、前ノ如クノ禽獸ノ行ヲ止テ、人倫ノ道ヲ守ル様ニナレリ。〔三九〕 即ち春臺は徂徠と同じく、聖人出でて禮義を教へ、こゝに人間を道に導き得るやうになつたと説くのである。春臺等の復古はこの聖人の時代へ歸らんと主張するのである。

以上の議論に依つて徂徠春臺の理想とするところが、如何なる點に存したかを、大體推察し得る。故に彼等は自ら聖人たらしめるところではない。この點に於いて仁齋とは異なる。聖人の指示せられた禮樂に依り、社會を先王の制度に復されんとするにある。従つてその求むるところは完全なる社會制度の確立にある。しかしその理想社會は賢名なる君主に依つて統治さるゝ身分的區別の社會である。この點に於いて當時の封建社會に何等相反するところなきものである。又制度を尊重するも煩雜なる法制を立てんとするのではない。「凡法ヲ立ルニハ、簡ニシテ嚴ナルヲ善トス、煩ニシテ忽ナルハ惡シ、簡トハ條目ノ粗クシテ少キ也、煩トハ條目ノ細ニシテ多キ也、凡國家ノ事ニハ多少輕重アリ、法ヲ立ルニハ事ノ重ク大

ナルヲ擧テ、是ニ法ヲ立テ、上モ下モ嚴密ニ守リ、若此法ヲ犯ス者アラバ、少モ容舍ナク其罪ニ隨テ刑罰ヲ行フベシ、事ノ輕ク小キニハ、強テ法ヲ立ントスベカラズ。〔四〇〕春臺のこの法律論に於いても明かなるが如く、決して煩雜なる法治國を理想とするのではない。故に春臺の言として左の如き言葉が傳へられてゐる。「律ヲ今ノ世ニ行フ事ハ害アリ、日本ノ風俗ニテヤハリ無骨ナル事ノヤウナレドモ切テ捨ルト云ニテスム事也、イラザル答刑墨刑ナドノキハメアルユエ法ヲ下々ヨリ察知テ、此次ニカヤウノノ刑其次ハカヤウノ刑何度マテハ赦ト云事アリト高ヲク、リテ一ツモ懲ル事ナシ、是法家ノ耻ナリ、語曰民可使由之云々。〔四一〕

上述の如き統治思想は勿論當時の支配觀念と相齟齬するものではない。しかし實際社會の發展とは相一致せぬものであつた。社會は漸次に煩雜となりつゝある。古代の理想社會がそのまゝに實行し得るものではない。故にこゝに何等かの解決を求むべきである。直接古代社會に這入り込まんと努力するか。又は現在社會との妥協策を講ずるかにある。この點に於いて春臺の立場は徂徠よりも一層後者に近いものと思はれる。

「春臺曰經濟コト種々云トモ畢竟老子ナドハ禮樂ヲステタルニアラズ禮樂ニテ治メラレヌ時ヲ知リテ老子ノ一道ヲ説出セルナリサレバ吾モ諸經解キヲハリテ後ニ老子ノ注ヲスベシトテ兼タイハレシガ老子ノ注十八章出來シ頃物故セラレシト君修ノ物語ナリ」(四二)

この逸話はその禮樂にて治められぬ時を當時の社會と春臺が無意識的にも考へたとしたならば、甚だ興味多き逸話と云はなければならぬ。要するに春臺は徂徠よりも、少くともその言説の上に於いては妥協的などころが多かつたやうである。

(註三五) 「産語」卷上。

(註三六) 同上、卷下。

(註三七) 「紫芝園漫筆」卷之十。

(註三八) 「辨道書」。

(註三九) 「聖學問答」卷之上。

(註四〇) 「經濟錄」卷八。

(註四一) 「文會雜記」卷六。

(註四二) 同上、卷一。

九

私は以上を以つて大體大宰春臺の經濟論を紹介し得たつもりである。彼の議論はすでに多くの人々の指摘せる如く、何等獨創的なものとは云へない。しかし彼がその博學を以つて體系づけた「經濟錄」十卷は徳川時代の諸家の經濟論中最も整へるものであらう。その歴史的考證の如きも、當時としては、先づ十分と見得られるであらう。かつ吾人がなした「食貨篇」の説明に依つても明かであるやうに、比較的よく體系づけられてゐる。多くの徳川時代の諸著作の有してゐるやうな、雑駁にして不統一な缺陷を有してゐない。

これは一つは春臺が極めて才人であつたからでもあらう。彼は算數の理に達し、音樂にも通じ、笛を吹き、舞樂にも勘能であつたと云はれてゐる。しかし彼の議論が徹底的の如くにして、非徹底的であるのは、又獨創的の如くにして、非獨創的であるのは、あるひは彼の才と博學とが却つて累をなせるのではなからうか。吾人は彼の經濟論に於いて屢々問題を未解決の儘放棄してゐることを知る。勿論これは彼のみの弱點ではない。殊に徳川時代の論者の多くに存する弱點である。

しかしそれがやがて春臺として総合的な述作としての「經濟錄」を著作せしめた所以であらう。私は春臺がわが經濟思想史上占むべき地位はこの點に存すると考へる。

米經濟と貨幣經濟とがそれぞれ如何なる地位を占むべきかを、彼は食貨兩篇に於いて明かにした。而して彼は根本的解決策として米經濟に味方した。しかし鋭敏なる彼は應急策として貨幣經濟への途を、その「經濟錄拾遺」に於いて指摘せざるを得なかつた。このことは彼が一方從來の米經濟中心の經濟論の概括を與へると共に他方新しく進むべき經濟論に時代の子として無意識的に一つの指示を與へたものと見る事が出来る。

帝國主義の概念に就て

伊藤 秀一

ヨセフ・シュムペーター (Joseph Schumpeter) の一九一九年の著作「帝國主義社會學」に於ける考證によれば「内政上の標語としての帝國主義は、一八七二年クリスタル・パレス (Crystal Palace) に於けるヂスレーリ (Disraeli) の演説に於て誕生を見た」と(註一)。

ヂスレーリは一八五〇年代に於ては英國の帝國政策に關して自由主義を信奉し、植民地領域の領有に對して懷疑的見解を有し、これが獨立をすら豫想して居つたのであるが(註二)、二十年の後即ち一八七二年に於ては全然舊説を一擲し、大英帝國結成の必要を力説するに至つた。クリスタル・パレスの演説に於て彼は次の